

政令第 号

公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第九十六号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（船舶安全法施行令の一部改正）

第一条 船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第一項」を「第八条」に、「第二十一条ノ二、第二十三条及至第二十五条、第二十六条、第二十七条」を「第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十五条の七十一乃至第二十七条」に改める。

第二条中「第二十二条」を「第二十三条」に改める。

第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

第三条 船舶安全法第二十五条の四十八第一項（同法第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八

条第七項及第二十九条ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ政令ヲ以テ定ムル期間八三年トス

第四条 船舶安全法第二十五条の五十八第三項（同法第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及第二十九条ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ政令ヲ以テ定ムル費用ハ同法第二十五条の五十八第二項第六号ノ検査ノ為同号ノ職員ガ其ノ検査ニ係ル事務所又ハ事業所ノ所在地ニ出張スルニ要スル旅費ノ額ニ相当スルモノトス此ノ場合ニ於テ其ノ旅費ノ額ノ計算ニ関シ必要ナル細目ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

（国際観光ホテル整備法施行令の一部改正）

第二条 国際観光ホテル整備法施行令（昭和二十五年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「国際観光ホテル整備法」を「法」に改める。

本則を第二条とし、同条に見出しとして「（関係大臣との協議）」を付し、同条の前に次の一条を加える。

（登録実施機関の登録の有効期間）

第一条 国際観光ホテル整備法（以下「法」という。）第二十一条第一項の政令で定める期間は、五年と

する。

(気象業務法施行令の一部改正)

第三条 気象業務法施行令(昭和二十七年政令第四百七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の二を削り、第一条の三を第一条の二とする。

第九条の見出しを「(登録検定機関の登録の有効期間)」に改める。

(建設業法施行令の一部改正)

第四条 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の二の次に次の二条を加える。

(登録の有効期間)

第二十七条の二の二 法第二十六条の七第一項(法第二十七条の三十二において準用する場合を含む。)

の政令で定める期間は、三年とする。

(国土交通大臣が行う講習手数料)

第二十七条の二の三 法第二十六条の十八の政令で定める手数料の額は、一万五百円とする。

第二十七条の十四を次のように改める。

(国土交通大臣が行う経営規模等評価等手数料)

第二十七条の十四 法第二十七条の三十の政令で定める手数料の額のうち経営規模等評価の申請に係るものは、八千百円に法第二十七条の二十三第一項に規定する建設業者が審査を受けようとする建設業(次項において「審査対象建設業」という。)の種類につき二千三百円として計算した額を加算した額とする。

2 法第二十七条の三十の政令で定める手数料の額のうち総合評定値の請求に係るものは、四百円に審査対象建設業一種類につき二百円として計算した額を加算した額とする。

第二十七条の十四の次に次の一条を加える。

(国土交通大臣が行う経営状況分析手数料)

第二十七条の十五 法第二十七条の三十五第四項において準用する法第二十七条の三十の政令で定める手数料の額は、一万五千九百円とする。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第五条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三を第二条の四とし、第二条の二の次に次の一条を加える。

（登録講習機関の登録の有効期間）

第二条の三 法第十七条の六第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（法人税法施行令の一部改正）

第六条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三十号ホ中「の規定により国土交通大臣の指定を受けた小型船舶教習所」を「規定する登録小型船舶教習所」に改める。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第七条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の九の次に次の一条を加える。

（登録確認機関の登録の有効期間）

第一条の十 法第九条の八第一項の政令で定める期間は、五年とする。

第九条の三を第九条の五とし、第九条の二の次に次の二条を加える。

（船級協会等の登録の有効期間）

第九条の三 法第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項及び第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号。次条において「安全法」という。）第二十五条の四十八第一項の規定に基づく登録の更新については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号。次条において「施行令」という。）第三条の規定を準用する。

（外国船級協会等の事務所等における検査に要する費用の負担）

第九条の四 法第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項及び第四十三条の六第二項において準用する安全法第二十五条の五十八第三項の規定に基づく検査に要する費用については、施行令第四条の規定を準用する。

別表第二の二中「第九条の三」を「第九条の五」に改める。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

第八条 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十号中「第二十三条の二十五」を「第二十三条の三十一」に改める。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部改正）

第九条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十三条の二十九第一項」を「第二十三条の三十五第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第四条中「第二十三条の二十五第一項」を「第二十三条の三十一第一項」に改め、同条を第十条とする。

第三条を第六条とし、同条の次に次の三条を加える。

（登録小型船舶教習所等の登録の有効期間）

第七条 法第二十三条の二十七第一項（法第二十三条の三十において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

（登録小型船舶教習所等に関する読替え）

第八条 法第二十二條の二十八の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

<p>法の規定中読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第十七條の四及び第十七條の九</p>	<p>第十七條の二第一項</p>	<p>第二十三條の二十六第一項</p>
<p>第十七條の五</p>	<p>第十七條の二第三項第二号から第五号まで</p>	<p>第二十三條の二十六第三項第二号から第五号まで</p>
<p>第十七條の六（見出しを含む。）</p>	<p>登録海技免許講習事務規程</p>	<p>登録小型船舶教習事務規程</p>
<p>第十七條の六第二項</p>	<p>登録海技免許講習の実施方法、登録海技免許講習</p>	<p>登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習の方法、登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習</p>
<p>第十七條の八第二項</p>	<p>登録海技免許講習を受講しよ</p>	<p>登録小型船舶教習所における小型船</p>

	<p>うとする者</p>	<p>舶操縦者の教習を受けようとする者</p>
<p>第十七条の十</p>	<p>第十七条の四</p>	<p>第二十三条の二十八において準用する第十七条の四</p>
	<p>登録海技免許講習を</p>	<p>登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習を</p>
<p>第十七条の十一並びに第十七条の十五第一号及び第四号</p>	<p>第四条第二項</p>	<p>第二十三条の十第一項</p>
<p>第十七条の十一第一号</p>	<p>第十七条の二第二項第一号又は第三号</p>	<p>第二十三条の二十六第二項第一号又は第三号</p>
<p>第十七条の十一第二号</p>	<p>第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の八第一項又は次条</p>	<p>第二十三条の二十八において準用する第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の八第一項又は第十七条の十一</p>

第十七条の十一第三号	第十七条の八第二項各号	第二十三条の二十八において準用する第十七条の八第二項各号
第十七条の十一第四号	前二条	第二十三条の二十八において準用する第十七条の九及び第十七条の十
第十七条の十五第二号	第十七条の五	第二十三条の二十八において準用する第十七条の五
第十七条の十五第三号	第十七条の七	第二十三条の二十八において準用する第十七条の七
第十七条の十五第四号	第十七条の十一	第二十三条の二十八において準用する第十七条の十一

(登録操縦免許証更新講習等に関する読替え)

第九条 法第二十三条の三十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
--------------	-----------	---------

<p>九 第十七条の四及び第十七条の</p>	<p>第十七条の四</p>		<p>第十七条の四の見出し、第十七条の七（見出しを含む。） 、第十七条の十から第十七条の十二まで、第十七条の十三 第一項及び第十七条の十四</p>
<p>第十七条の二第一項</p>	<p>登録海技免許講習事務</p>	<p>登録海技免許講習実施機関</p>	<p>登録海技免許講習事務</p>
<p>第二十三条の二十六第一項</p>	<p>登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務（以下「登録操縦免許証更新講習事務」という。）</p>	<p>登録操縦免許証更新講習を行う者（以下「登録操縦免許証更新講習実施機関」という。）</p>	<p>登録操縦免許証更新講習事務</p>

<p>第十七条の五、第十七条の六 第一項、第十七条の七から第 十七条の十二まで、第十七条 の十三第一項及び第十七条の 十四</p>	<p>登録海技免許講習実施機関</p>	<p>登録操縦免許証更新講習実施機関</p>
<p>第十七条の五</p>	<p>第十七条の二第三項第二号か ら第五号まで</p>	<p>第二十三条の三十において準用する 第二十三条の二十六第三項第二号か ら第五号まで</p>
<p>第十七条の六（見出しを含む ）</p>	<p>登録海技免許講習事務規程</p>	<p>登録操縦免許証更新講習事務規程</p>
<p>第十七条の六第一項</p>	<p>登録海技免許講習事務の</p>	<p>登録操縦免許証更新講習事務の</p>
<p>第十七条の十</p>	<p>第二十三条の三十において準用する 第十七条の四</p>	<p>第十七条の四</p>

<p>第十七条の十一、第十七条の十四並びに第十七条の十五第一号及び第四号</p>	<p>第四条第二項</p>	<p>第二十三条の十一において準用する 第七条の二第三項第三号</p>
<p>第十七条の十一第一号</p>	<p>第十七条の二第二項第一号又は第三号</p>	<p>第二十三条の三十において準用する 第二十三条の二十六第二項第一号又は第三号</p>
<p>第十七条の十一第二号</p>	<p>第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の八第一項又は次条</p>	<p>第二十三条の三十において準用する 第十七条の五から第十七条の七まで、 第十七条の八第一項又は第十七条の十二</p>
<p>第十七条の十一第三号</p>	<p>第十七条の八第二項各号</p>	<p>第二十三条の三十において準用する 第十七条の八第二項各号</p>
<p>第十七条の十一第四号</p>	<p>前二条</p>	<p>第二十三条の三十において準用する</p>

<p>第十七条の十四（見出しを含む。）及び第十七条の十五第五号</p>	<p>海技免許講習の</p>	<p>第十七条の九及び第十七条の十 操縦免許証更新講習の</p>
<p>第十七条の十四及び第十七条の十五第三号</p>	<p>第十七条の七</p>	<p>第二十三条の三十において準用する 第十七条の七</p>
<p>第十七条の十四及び第十七条の十五第四号</p>	<p>第十七条の十一</p>	<p>第二十三条の三十において準用する 第十七条の十一</p>
<p>第十七条の十五第二号</p>	<p>第十七条の五</p>	<p>第二十三条の三十において準用する 第十七条の五</p>
<p>第十七条の十五第五号</p>	<p>前条</p>	<p>第二十三条の三十において準用する 第十七条の十四</p>
<p>第二十三条の二十六第一項</p>	<p>前条</p>	<p>第二十三条の二十九</p>

<p>第二十三条の二十六第二項第一号</p>	<p>第二十三条の二十八</p>	<p>第二十三条の三十</p>
<p>第二十三条の二十六第二項第二号</p>	<p>登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習に関する事務（以下「登録小型船舶教習事務」という。）</p>	<p>登録操縦免許証更新講習事務</p>
<p>第二十三条の二十六第三項第一号</p>	<p>登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習を行う者（以下「登録小型船舶教習実施機関」という。）</p>	<p>登録操縦免許証更新講習実施機関</p>
<p>第二十三条の二十六第三項第二号</p>	<p>登録小型船舶教習所</p>	<p>登録操縦免許証更新講習</p>

第二十三条の二十六第三項第四号	登録小型船舶教習事務	登録操縦免許証更新講習事務
第二十三条の二十七第二項	前二条	第二十三条の二十九及び第二十三条の三十において準用する第二十三条の二十六

第二条を第五条とし、第一条の次に次の三条を加える。

(登録海技免許講習等の登録の有効期間)

第二条 法第十七条の三第一項(法第十七条の十七及び第十七条の十九において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、三年とする。

(登録海技免状更新講習等に関する読替え)

第三条 法第十七条の十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の二第一項及び第二	前条	第十七条の十六

<p>項</p> <p>第十七条の二第二項第二号、 第十七条の十四及び第十七条 の十五第四号</p>	<p>第十七条の十一</p>	<p>第十七条の十七において準用する第 十七条の十一</p>
<p>第十七条の二第二項第三号及 び第三項第三号</p>	<p>登録海技免許講習の</p>	<p>登録海技免状更新講習の</p>
<p>第十七条の二第二項第三号及 び第三項第四号、第十七条の 四（見出しを含む。）、第十 七条の七（見出しを含む。） 、第十七条の十から第十七条 の十二まで、第十七条の十三 第一項並びに第十七条の十四</p>	<p>登録海技免許講習事務</p>	<p>登録海技免状更新講習事務</p>

第十七条の二第三項	登録海技免許講習登録簿	登録海技免状更新講習登録簿
第十七条の二第三項第二号	登録海技免許講習を	登録海技免状更新講習を
第十七条の二第三項第二号、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七から第十七条の十二まで、第十七条の十三第一項及び第十七条の十四	登録海技免許講習実施機関	登録海技免状更新講習実施機関
第十七条の三第二項	前二条	第十七条の十六及び第十七条の十七において準用する第十七条の二
第十七条の四及び第十七条の九	第十七条の二第一項	第十七条の十七において準用する第十七条の二第一項
第十七条の五	第十七条の二第三項第二号か	第十七条の十七において準用する第

			から第五号まで
第十七条の六（見出しを含む）。	登録海技免許講習事務規程	登録海技免状更新講習事務規程	第十七条の二第三項第二号から第五号まで
第十七条の六第一項	登録海技免許講習事務の	登録海技免状更新講習事務の	
第十七条の十	第十七条の四	第十七条の十七において準用する第十七条の四	
第十七条の十一、第十七条の十四並びに第十七条の十五第一号及び第四号	第四条第二項	第七条の二第三項第三号	
第十七条の十一第一号	第十七条の二第二項第一号又は第三号	第十七条の十七において準用する第十七条の二第二項第一号又は第三号	
第十七条の十一第二号	第十七条の五から第十七条の	第十七条の十七において準用する第	

			七まで、第十七条の八第一項 又は次条	十七条の五から第十七条の七まで、 第十七条の八第一項又は第十七条の 十二
第十七条の十一第三号	第十七条の八第二項各号	第十七条の十七において準用する第 十七条の八第二項各号		第十七条の十七において準用する第 十七条の八第二項各号
第十七条の十一第四号	前二条	第十七条の十七において準用する第 十七条の九及び第十七条の十		第十七条の十七において準用する第 十七条の九及び第十七条の十
第十七条の十四（見出しを含む。 ）及び第十七条の十五第 五号	海技免許講習の	海技免状更新講習の		海技免状更新講習の
第十七条の十四及び第十七条 の十五第三号	第十七条の七	第十七条の十七において準用する第 十七条の七		第十七条の十七において準用する第 十七条の七
第十七条の十五第二号	第十七条の五	第十七条の十七において準用する第 十七条の七		第十七条の十七において準用する第 十七条の七

第十七条の十五第五号	前条	十七条の五 第十七条の十七において準用する第十七条の十四
------------	----	---------------------------------

(登録船舶職員養成施設等に関する読替え)

第四条 法第十七条の十九の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の二第一項及び第二項	前条	第十七条の十八
第十七条の二第一項	海技免許講習が	船舶職員養成施設における船舶職員の養成が
第十七条の二第二項第二号及び第十七条の十五第四号	第十七条の十一	第十七条の十九において準用する第十七条の十一
第十七条の二第二項第三号	登録海技免許講習の実施	登録船舶職員養成施設における船舶

<p>第十七条の二第二項第三号及び第三項第四号、第十七条の四（見出しを含む。）、第十七条の七（見出しを含む。）、第十七条の十から第十七条の十二まで並びに第十七条の十三第一項</p>	<p>登録海技免許講習事務</p>	<p>職員の養成</p>
<p>第十七条の二第三項 第十七条の二第三項第二号及び第十七条の十</p>	<p>登録海技免許講習を</p>	<p>登録船舶職員養成施設登録簿 登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を</p>
<p>第十七条の二第三項第二号、第十七条の四、第十七条の五</p>	<p>登録海技免許講習実施機関</p>	<p>登録船舶職員養成実施機関</p>

<p>、第十七条の六第一項、第十七条の七から第十七条の十二まで及び第十七条の十三第一項</p>		
<p>第十七条の二第三項第三号</p>	<p>登録海技免許講習</p>	<p>登録船舶職員養成施設</p>
<p>第十七条の三第二項</p>	<p>前二条</p>	<p>第十七条の十八及び第十七条の十九において準用する第十七条の二</p>
<p>第十七条の四及び第十七条の九</p>	<p>第十七条の二第一項</p>	<p>第十七条の十九において準用する第十七条の二第一項</p>
<p>第十七条の五</p>	<p>第十七条の二第三項第二号から第五号まで</p>	<p>第十七条の十九において準用する第十七条の二第三項第二号から第五号まで</p>
<p>第十七条の六（見出しを含む</p>	<p>登録海技免許講習事務規程</p>	<p>登録船舶職員養成事務規程</p>

				。)
第十七条の六第一項	登録海技免許講習事務の	登録船舶職員養成事務の		
第十七条の六第二項	登録海技免許講習の実施方法 、登録海技免許講習	登録船舶職員養成施設における船舶 職員の養成の方法、登録船舶職員養 成施設における船舶職員の養成		
第十七条の八第二項	登録海技免許講習を受講しよ うとする者	登録船舶職員養成施設における教育 を受けようとする者		
第十七条の十	第十七条の四	第十七条の十九において準用する第 十七条の四		
第十七条の十一並びに第十七 条の十五第一号及び第四号	第四条第二項	第十三条の二第一項		
第十七条の十一第一号	第十七条の二第二項第一号又 は第三号	第十七条の十九において準用する第 十七条の二第二項第一号又は第三号		

第十七条の十一第二号	第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の八第一項又は次条	第十七条の十九において準用する第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の八第一項又は第十七条の十二
第十七条の十一第三号	第十七条の八第二項各号	第十七条の十九において準用する第十七条の八第二項各号
第十七条の十一第四号	前二条	第十七条の十九において準用する第十七条の九及び第十七条の十
第十七条の十五第二号	第十七条の五	第十七条の十九において準用する第十七条の五
第十七条の十五第三号	第十七条の七	第十七条の十九において準用する第十七条の七

別表第一中「(第二条関係)」を「(第五条関係)」に改め、同表の配乗表の適用に関する通則14中「

第二十九条ノ三」を「第二十九条ノ三第一項」に改める。

別表第二中「第四条」を「第十条」に改める。

(計量法施行令の一部改正)

第十条 計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第十一号中「第二十七条」を「第九条」に改める。

(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正)

第十一条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

二十七 建設業法第二十七条の 第二十三第一項の規定に基づく 経営事項審査に関する事務	建設業法第二十七条の二十三第 一項の規定に基づく経営事項審 査	二万四千四百円と二 審査に係る建設業の じて得た額との合計
--	---------------------------------------	-------------------------------------

本則の表中

二十七 建設業法第二十七条の	建設業法第二十七条の二十六第	八千円と二千
----------------	----------------	--------

千五百円に  
種類数を乗  
額

を

三百円に評価に  
種類数を乗じて得  
に通知に係る建  
乗じて得た額と

<p>二十六第一項の規定に基づく 経営規模等評価に関する事務</p> <p>二十七の二 建設業法第二十七 条の二十九第一項の規定に基 づく総合評定値の通知に關す る事務</p>	<p>一項の規定に基づく経営規模等 評価</p> <p>建設業法第二十七条の二十九第 一項の規定に基づく総合評定値 の通知</p>	<p>係る建設業の種 た額との合計額</p> <p>四百円と二百円 設業の種類数を の合計額</p>
--	---	--

に改める。

「  
」  
（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十二条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号を削り、同条を第九条とする。

第六条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（管理業務主任者の講習手数料）

第八条 法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十五第三項の政令で定める手数料の額は、六千七百円とする。

第五条を第六条とする。

第四条中「第四十一条第二項」を「第四十一条の十五第三項」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（マンション管理士等に係る登録講習機関の登録の有効期間）

第四条 法第四十一条の五第一項（法第六十一条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

附 則

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。



## 理 由

公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、船舶安全法の規定による登録検定機関の登録の有効期間を定める等船舶安全法施行令その他関係政令の整備を行う必要があるからである。